

土木工事特記仕様書（令和８年８月１日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第１条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第２条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和６年７月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（適用工事）【変更】

1-1-1-1 適用

1. 適用工事

徳島県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、徳島県土整備部が発注する河川工事、河川海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、港湾工事、港湾海岸工事、漁港、漁場及び漁港海岸工事、公園緑地工事、下水道工事、その他これらに類する工事（以下「工事」という。）に係る、工事請負契約書（頭書を含み以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

（工事着手）【変更】

1-1-1-11 工事着手

受注者は、設計図書に工事に着手すべき期日について定めがある場合を除き、特別の事情がない限り、工事開始日以降３０日以内に工事着手しなければならない。

（運搬業者の記載）【削除】

1-1-1-13 施工体制台帳及び施工体系図

4. 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- ①現場代理人と受注者（共同企業体の場合は代表構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、請負対象金額が２００万円未満の工事を除くものとするが、監督員が特に必要と認める場合には提示を求めることができるものとする。
- ②主任技術者または監理技術者と受注者（共同企業体の場合は各構成員）との直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの。ただし、監理技術者資格者証で確認できる場合は、この限りでない。なお、入札参加資格として技術者の専任配置が求められた工事における主任技術者または監理技術者は、開札日（随意契約は見積書提出

日)以前に受注者と3ヶ月以上の雇用関係がなければならない。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

(4)受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

②監理技術者を選任した場合(下請金額の総額が5,000万円以上)は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

4. 低入札技術者

受注者は、当該工事が低入札工事となった場合は、主任技術者、監理技術者または監理技術者補佐とは別に、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する技術者を1名増員し、専任させなければならない。ただし、共同企業体の場合は、この限りではない。

なお、増員して専任する技術者については、「低入札工事の専任配置技術者選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(現場代理人及び主任技術者等)【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

5. 監理技術者補佐

受注者は、監理技術者を複数の工事現場で兼務させる場合は、主任技術者、監理技術者及び低入札技術者とは別に、監理技術者補佐を専任させなければならない。

なお、監理技術者補佐は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、当該工事に関し建設業法第7条第2号イ、ロまたはハに該当する者のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者または建設業法第15条第2号イ、ロまたはハに該当する者でなければならない。また、監理技術者補佐については、「監理技術者補佐選任通知書」を、落札候補者となった時点で契約事務担当者へ、工事途中に監理技術者補佐を設置して当該監理技術者を他工事と兼務させる場合、その変更する日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員へ提出し、確認を受けなければならない。また、選任通知書には技術者取得資格証明書または実務経験証明書を添付するとともに、雇用関係が確認できるものを提示しなければならない。内容を変更しようとする場合は、第1項(1)を準用するものとする。

(事故報告書)【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

(しゅん工標)【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事(構造物)を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱(様式第2号)または標板(様式第3号)に記すことができる。

対象工事(構造物)：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門(樋管)、砂防堰堤、シェッド、法面、(揚)排水機場
対象技術者：監理(主任)技術者氏名

(徳島県土木工事施工管理基準(案)に関する変更使用事項)

第3条 「徳島県土木工事施工管理基準（案）令和6年7月」に対する【変更】仕様事項は、次のとおりとする。

2. 適用【変更】

この管理基準は、徳島県県土整備部が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

（工事成績評定の選択制）

第4条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。
- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
 - （1）徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
 - （2）工事成績表の考査項目別運用表「別紙－2④『7. 法令遵守等』」又は、考査項目別運用表（公共建築工事）「別紙－2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
 - （3）監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

（1日未満で完了する作業の積算）

第5条 「1日未満で完了する作業の積算」（以下「1日未満積算基準」と言う。）は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1～Ⅰ-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報、実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第6条 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 施工箇所所在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温30℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象工事）

第7条 本工事は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。

なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行）

第8条 本工事は、「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行工事であり、別に定める「「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領」を適用する。

2 猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）の対象期間は、5月1日から10月31日までとする。

3 現場施工回避に係る期間又は時間は、実施前に受発注者間で協議により決定するものとし、協議により設定した期間又は時間は、工事打合せ簿により整理することとする。

また、受注者は、実施した場合は、工事打合せ簿により、実績を報告することとする。

4 現場施工回避（早朝・夜間施工）により工期の延長が必要となる場合には、監督員と協議を行うことができる。

5 現場施工回避（早朝・夜間施工）は承諾を前提とし、早朝・夜間施工に伴う労務単価等の割増しは行わないものとし、設計変更の対象としない。

「猛暑期間における現場施工回避（早朝・夜間施工）」に係る試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312229/>

（資材価格高騰に対する特例措置）

第9条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更）

第10条 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）の調達に必要な経費（以下、「別

途調達経費」)について、設計変更を行う対象工事である。

- 2 調達検討資材は、次の資材を想定している。これにより難しい場合は、監督員等と協議するものとする。

資材名	規格	設計数量
600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニールシースケーブル	600V CV 2mm ² -3C	5 8 3 m
樹脂製プルボックス	100×100×75mm 塩化ビニル製 防水型かぶせフタ	6 7 個
防水型ケーブルコネクタ	適用 ケーブル 外径 : φ 9.1-16.0、樹脂・ゴム製	2 0 1 個

- 3 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員等と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。

なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

- (1) 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - (2) 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - (3) 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 4 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。
- 5 本運用は、当面の間の運用とする。

運用掲載場所

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314443/>

(仮設トイレの洋式化)

- 第11条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、「仮設トイレ」を設置するまでに、工事打合せ簿により、「仮設トイレ」の設置基数について、監督員と協議しなければならない。
- 3 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【発注者指定型】)

- 第12条 本工事は、土木工事において遠隔臨場の実施を原則とする「建設現場の遠隔臨場の試行工事(発注者指定型)」の対象工事であり、次のURLにある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(オンライン電子納品)

- 第13条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品することができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次のURLにある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用工事【発注者指定型】）

第14条 本工事は、土木工事等において情報共有システムの活用を原則とする「情報共有システム活用工事（発注者指定型）」の対象工事である。

- 2 対象工事は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（週休2日確保工事）

第15条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取り組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休2日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休2日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

ご協力をお願いします

週休2日確保工事

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇県土整備事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）月単位の場合

ご協力をお願いします

週休2日確保工事
完全週休2日（土日）

〇〇〇〇〇〇〇を
なおしています

令和〇年〇月〇日まで
時間帯〇:〇〇～〇:〇〇

〇〇〇〇工事

発注者 徳島県〇〇県土整備事務所
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

（標示板記載例）完全週休2日（土日）の場合

（週休2日交替制工事）

第 16 条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、技術者及び技能労働者が交替しながら週休 2 日の確保に取り組む「週休 2 日交替制工事」の対象工事であり、別に定める「週休 2 日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。

2 実施要領に基づき本工事で週休 2 日交替制工事の取組を希望する場合は、契約後速やかに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 週休 2 日交替制工事を実施する場合は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示板に、週休 2 日交替制工事であることを記載するものとし、実施要領記載の図を参考とする。

週休 2 日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>

（本工事の特記仕様事項）

第 17 条 本工事における特記仕様事項は、別紙「監査廊照明設備改良工事特記仕様書」のとおりとする。

監査廊照明設備改良工事特記仕様書

(運用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は「R 8 徳土 正木ダム 上勝・正木 監査廊照明設備改良工事」(以下「本工事」という。)に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

(工事施工場所)

第2条 工事施工場所は、次のとおりとする。

- (1) 勝浦郡上勝町正木 正木ダム

(工事概要)

第3条 本工事における工事概要は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 監査廊照明設備改良 一式

(諸法令の遵守)

第4条 受注者は、本工事の施工にあたり、次に掲げる関係法令及び工事に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気事業法
- (3) 電気工事士法
- (4) その他関係法令等

(承諾図書)

第5条 受注者は、次の各号に掲げる図書を指定期日までに、監督員へ提出し承諾を得なければならない。

- | | | |
|--------------------|-----------|------|
| (1) 納入材料の仕様(図面類含む) | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) その他、監督員が指示する図書 | 指示後速やかに | 必要部数 |

(提出図書)

第6条 受注者は、次の各号に掲げる図書を指定期日までに監督員へ提出しなければならない。

- | | | |
|-----------------------------|----------------|----|
| (1) 工事打合せ議事録 | 実施後速やかに | 2部 |
| (2) 検査及び試験記録 | 実施後7日以内 | 2部 |
| (3) 完成図書 | 工事しゅん工検査請求日までに | 2部 |
| ア 完成図面(外形図、組立図、展開接続図及び施工図等) | | |
| イ 検査及び試験記録 | | |

ウ 工事写真

(4) その他、監督員が指示する図書 指示後速やかに 必要部数

(適用規格)

第7条 本工事における設計及び製作並びに材料等の品質規格は、設計図書に定めるもののほか、次に掲げる規格に適合したものとする。ただし、監督員が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 日本産業規格 (J I S)
- (2) 日本電機工業規格 (J E M)
- (3) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (4) 日本電線工業会規格 (J C S)
- (5) ダム・堰施設技術基準 (案)
- (6) その他関係法規、規定、基準等

(納入材料一覧)

第8条 本工事での納入材料は以下のとおりとする。

- (1) 照明器具
 - ア LED 照明器具 68 基
FHF16 形×1 灯相当 2300lm 程度
特殊直付形、SUS 製、防湿防水 (IPX5 以上)
 - イ LED 照明器具 1 基
FL20 形×1 灯相当 800lm 程度
直付形、防湿 (IPX3 以上)、公共施設型番：LSS1MP/RP-2-07
- (2) 配管・配線
 - ア 600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル 583 m
600V CV 2mm²-3C
 - イ クランプベース 565 個
100mm×40mm 程度、SUS 製、ボルト・アンカー付、トンネル用
 - ウ ケーブル用クランプ 565 個
適用ケーブル外径：φ10.1~12mm、SUS 製、トンネル用
 - エ プルボックス 67 個
100×100×75mm、塩化ビニル製、防水型かぶせフタ
 - オ 防水型ケーブルコネクタ 201 個
適用ケーブル外径：φ9.1-16.0、樹脂・ゴム製

(材料仕様)

第9条 各材料の仕様は、次の各号を満足するものとする。

- (1) 材料はダム監査廊内においても長期にわたり安定動作する信頼性の高いものとし、防湿・防水性に優れ、かつ、保守の容易なものとする。
- (2) 材料は耐震性を考慮したものでなければならない。

- (3) 材料は地球環境を考慮し、できるかぎり将来リサイクル可能な材料を選定するとともに、設計においては十分配慮しなければならない。
- (4) 照明器具に、製造者、品名、形式等の情報を銘板・シール等で表示すること。
- (5) 材料には、取付に必要な材料付属品、アンカー、ねじ等の付属材料・補助材料を含むものとする。

(保証期間)

第10条 本設備の保証期間は、引渡し完了の日から1年間とし、保証期間内に本工事の施工内容に起因する障害が発生した場合は、無償で修理または取替を行うものとする。

(現場工事一般事項)

第11条 受注者は、本工事の現場工事の着手に際し、あらかじめ作業手順及び施工方法等について、監督員と協議を行わなければならない。また、取替及び試験にあたっては業務に支障を及ぼさないように行わなければならない。

- 2 監査廊内における照明器具取替及びケーブル取替は、原則として監査廊内に結露の生じない季節（概ね秋季・冬季）に行わなければならない。
- 3 受注者は、本工事で生じた撤去跡の復旧及び補修を行わなければならない。
- 4 受注者は、本工事に必要な荷受け、仮置等の場所としてダム施設を使用する場合は、事前に監督員の許可を得て使用し、許可された場所以外を使用してはならない。また、仮置きする資機材の管理を徹底し、損傷、劣化、汚損及び盗難の防止に万全を期すこと。
- 5 現場工事に必要な測定及び調査は、すべて受注者の責任において行い、その不良による手戻りを生じた場合は、受注者の負担により解決しなければならない。
- 6 受注者は、安全性確保のため、表示、安全区画等の対策を講じなければならない。
- 7 受注者は、既設建造物及び諸設備に損傷を与えないように留意しなければならない。万一損傷を与えた場合は、監督員の指示に従い受注者の責任において、原形復旧を行わなければならない。
- 8 受注者は、工事終了後、速やかに工事現場の整理、整頓を行わなければならない。
- 9 受注者は、ダム放流等やむを得ない事情により作業の延期又は中断を指示された場合、これに従わなければならない。また、事前にこれが想定される場合には監督員と協議を行わなければならない。

(現場工事詳細)

第12条 現場工事の詳細は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 照明器具取替

ア 撤去照明器具（監査廊壁面、天井部、軒下部）

蛍光灯照明器具 F40 形×1 灯	67 基
蛍光灯照明器具 F20 形×1 灯	5 基

イ 新設照明器具（監査廊壁面、天井部、軒下部）

LED 照明器具 FHF16 形×1 灯相当	68 基
LED 照明器具 FL20 形×1 灯相当	1 基

(2) 配管・配線取替

ア 撤去配管・配線（監査廊壁面、天井部、軒下部）

硬質ビニル電線管 VE22	509 m
600V ビニル絶縁電線 600V IV 2.0mm ²	545 m
600V 二種ビニル絶縁電線 600V HIV 5.5mm ²	711 m
600V 二種ビニル絶縁電線 600V HIV 3.5mm ²	380 m

イ 新設配線（監査廊壁面、天井部、軒下部）

600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブル	583 m
クランプベース	565 個
ケーブル用クランプ	565 個
プルボックス	67 個
防水型ケーブルコネクタ	201 個

(3) 照明器具及び配管・配線取替詳細

ア 監査廊内の蛍光灯照明器具を撤去し、LED 照明器具を新設する。監査廊内の照明器具取付高さは概ね 1.9m とし、取付間隔は概ね 8m とする。なお、新設取付位置は撤去照明器具の取付位置を参考とし、既設構造物等の影響で取付に支障が生じる場合には、打合わせにより取付位置を決定する。

イ 左岸下側監査廊出入口の蛍光灯照明器具を撤去し、LED 照明器具を新設する。なお、左岸上側監査廊出入口、右岸上側監査廊出入口及び右岸下側監査廊出入口の蛍光灯照明器具は、撤去のみとする。

ウ 硬質ビニル電線管及び電線を撤去し、600V 架橋ポリエチレン絶縁ビニルシースケーブルを新設し、LED 照明器具を接続する。監査廊内における配線高さは概ね 1.7m とし、クランプベース及びケーブル用クランプを概ね 1m 毎に取付け、ケーブルを固定する。なお、新設配線ルートは撤去配管・配線の取付位置を参考とし、必要に応じ、天井配線、既設配管・配線等の迂回を行う。既設構造物等の影響で配線に支障が生じる場合には、打合わせにより配線ルートを決定する。

エ 左岸上側監査廊出入口、右岸上側監査廊出入口及び右岸下側監査廊出入口の蛍光灯照明器具用から監査廊内の分岐に至る配線は、撤去のみとする。

オ ケーブルの分岐部にプルボックスを取付け、プルボックス内で分岐を行う。ケーブル引出し部は防水型ケーブルコネクタを取付ける。

カ B1-A 系統及び B1-B 系統のケーブルは既設 B1 分電盤に、B2-A 系統及び B2-B 系統のケーブルは既設 B2 分電盤にそれぞれ引込み、盤内リモコンリレー及びアース線に接続する。

キ 設計数量には、図面上では予測しがたい曲がり、高低差、迂回距離等を含んでいるが、配線材料に不足が生じる場合は、設計変更の対象とする。

ク LED 照明器具、プルボックスのかぶせ蓋及び防水型ケーブルコネクタは、水及び湿気が浸入しないよう確実に施工を行うこと。

(検査及び試験)

第 13 条 検査及び試験は、次に掲げる項目について行うものとする。なお、その結果、不

合格と判断されたものについては、速やかに改善又は補充し、再検査等を受けなければならない。既設配線又は既設機器に異常が確認された場合には、速やかに監督員に報告を行うものとする。

(1) 検査及び試験項目

(ア) 員数検査

(イ) 据付及び配線状態検査

(ウ) 絶縁抵抗測定試験（据付後）

(エ) 点灯試験・照度測定（測定箇所は監督員が指示する。）

(2) その他、監督員の指示する項目